

「群馬県がん対策連携企業」登録制度実施要綱

(目的)

第1条 本制度は、がんの啓発、がん検診の受診啓発及びがんの治療と仕事の両立支援に積極的に取り組む企業・団体(以下「企業等」という。)を登録し、群馬県と企業等が連携して、がん対策に取り組むことを目的とする。

(登録の対象企業等)

第2条 登録の対象は、次の各号のいずれにも該当する企業等とする。

(1)群馬県が進めるがん対策に賛同し、第5条又は第6条に定める登録基準を満たす企業等であること。

(2)次のすべてに該当する企業等であること。

ア 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

イ たばこの製造を業としていないこと。

ウ 宗教法人法(昭和26年4月3日法律第126号)第2条に規定する宗教団体ではないこと。

エ 法律に定めのない医療類似行為を行っていないこと。

オ その他、社会通念上好ましくないとされる事例が確認されていないこと。

2 法人格を有しない者については、第5条(4)に規定する「群馬県がん検診受診率向上推進企業」及び第6条(4)に規定する「群馬県がん患者就労支援推進企業」は登録の対象外とする。ただし、登録しようとする企業等が10人以上の従業員(雇用されている労働者で雇用期間の定めのない者のうち、他企業への出向者などを除いた者をいう。)を有する場合は、この限りでない。

3 主たる事務所が本県以外にある企業等は、本県に所在する事業所ごとに登録を受けることができる。

(登録の区分)

第3条 登録の区分は、次のとおりとする。

(1)がん検診受診率向上分野

(2)がん患者就労支援分野

(申請)

第4条 登録を受けようとする企業等は、「群馬県がん対策連携企業」登録申請書(様式第1号)に必要書類を添付し、知事に申請するものとする。

(がん検診受診率向上分野の登録基準)

第5条 知事は、(1)から(3)のすべての要件を満たす企業等を「群馬県がん検診受診率向上宣言企業」に登録するものとする。

(1)企業等が有する顧客網やネットワーク等の資源を活用し、がん予防・がん検診の普及啓発に取り組んでいること。

(2)自社の役員・従業員にがん検診の受診を勧めることを宣言していること。

(3)過去3年間において、法令に違反する重大な事実がないこと。

(4)(1)から(3)に加え、次に掲げる要件を満たす企業等については、「群馬県がん検診受診率

向上推進企業」として別に登録するものとする。

ア 「群馬県がん検診受診率向上宣言企業」の登録を受けてから1年以上経過していること。

イ 自社の役員・従業員が、がん検診を受診しやすいよう、がん検診の実施体制や従業員の休暇制度等を工夫していること。

ウ 次の表に掲げるすべての検診種別について、検診対象となる役員・従業員（群馬県以外に事業所を有する企業等にあつては、群馬県内に主として勤務する役員・従業員に限る。）のうち、二分の一以上の者が受診していること。ただし、第2条第3項に基づき、事業所単位で申請する場合は、主として当該事業所に勤務する役員・従業員のうち、二分の一以上が受診していること。

検診種別	検査の方法（いずれか一つ以上）	検査対象	対象期間
胃がん検診	胃部 X 線検査、胃内内視鏡検査	40 歳以上・男女	過去 1 年間
肺がん検診	胸部 X 線検査、喀痰検査	40 歳以上・男女	又は 直近 1 年度
大腸がん検診	便潜血検査	40 歳以上・男女	
子宮頸がん検診	細胞診検査	20 歳以上・女性	過去 2 年間
乳がん検診	視触診、マンモグラフィー検査、 乳房超音波エコー検査	40 歳以上・女性	又は 直近 2 年度

※1 申請日時点において、群馬県内に所在する事業所に主として勤務する役員・従業員を集計対象とし、検査対象者の年齢は、申請する年度の4月1日を基準とする。

ただし、企業等が定めた基準に基づき集計している場合であっても、合理的な基準に基づき集計されていると認められる場合には、この限りでない。

※2 役員とは、常勤役員をいい、従業員には、正職員のみならず、臨時職員など自社が雇用するすべての者を含む。ただし、雇用期間が短い者や休業中の者など、がん検診の受診状況を把握することが困難な役員・従業員については、集計にあたって、検査対象から除外することができる。

※3 がん検診の実施主体は問わない。

※4 検査対象となる女性が不在の企業等については、子宮頸がん検診・乳がん検診は、二分の一以上の者が受診しているものとみなす。

（がん患者就労支援分野の登録基準）

第6条 知事は、(1)から(3)のすべての要件を満たす企業等を「群馬県がん患者就労支援宣言企業」に登録するものとする。

(1) 過去3年間において1度以上知事が適当と認める就労支援に関するセミナー等に参加している役員・従業員がいること。

(2) がんの治療と仕事の両立をしやすいよう、社内の環境を整備することを宣言していること。

(3) 過去3年間において、法令に違反する重大な事実がないこと。

(4) (1)から(3)に加え、次に掲げる要件を満たす企業等については、「群馬県がん患者就労支援推進企業」として別に登録するものとする。

ア 「群馬県がん患者就労支援宣言企業」の登録を受けてから1年以上経過していること。

イ 自社の役員・従業員が、がんの治療と仕事の両立をしやすいよう、勤務制度や休暇制度の工夫、支援体制づくり及び風土づくり等を実施していること。

（登録期間）

第7条 登録は、第10条の規定による登録の辞退又は第11条の規定による登録の取消の時まで有効とする。

(登録証の交付)

第8条 知事は、申請者が登録基準を満たすと認められる場合は、「群馬県がん対策連携企業」登録証(様式第2号)(以下「登録証」という。)を交付するものとする。

(変更の届出)

第9条 第5条又は第6条の規定に基づき登録を受けた企業(以下「登録企業」という。)は、登録内容に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、「群馬県がん対策連携企業」登録事項変更届(様式第3号)により、知事に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第10条 登録企業は、登録を辞退する場合は、「群馬県がん対策連携企業」辞退届(様式第4号)により届け出なければならない。

(登録の取消)

第11条 知事は、登録企業が次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができるものとする。

- (1)第5条又は第6条に定める基準を満たさないことが明らかになったとき
- (2)第14条の規定に基づく報告を行わなかったとき
- (3)その他登録企業として適当でないと知事が認めたとき

2 知事は、前項の規定により登録を取り消すときは、理由を付して登録企業に通知するものとする。

(登録証の返納)

第12条 登録企業は、第10条又は第11条の規定により、登録から外れることになった場合は、速やかに登録証を知事へ返納しなければならない。

(県の支援)

第13条 知事は、登録企業に対し、次の支援を行うものとする。

- (1)県のホームページ等に企業名等の公表
- (2)県で作成するがん予防・がん検診・がん患者の治療と仕事の両立支援に関する資材等の情報提供
- (3)本事業に係るロゴマークの利用権の付与
- (4)その他知事が必要と認める支援
- (5)「群馬県がん検診受診率向上推進企業」及び「群馬県がん患者就労支援推進企業」のみ
ア 県のホームページ、県が発行する啓発資材等への企業名・所在地・取組内容等の詳細な掲載
イ その他知事が必要と認める支援

(報告)

第14条 登録企業は、前年度の取組みについて、知事が別に定める日までに、「群馬県がん対策連携企業」現況報告書(様式第5号)により報告しなければならない。

(表彰)

第15条 知事は、取組成果が著しく優良な登録企業等に対し、表彰を行うこととする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。
- 2 「「群馬県がん検診受診率向上連携企業」登録制度実施要綱」(以下「がん検診連携企業要綱」という。)に基づき、平成 28 年度及び平成 29 年度に新たに「群馬県がん検診受診率向上連携企業」の登録を受けた企業等については、自動的に本制度の「群馬県がん検診受診率向上宣言企業」へ移行する。ただし、平成 28 年度に登録を受けた企業等の登録期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 1 年間、平成 29 年度に登録を受けた企業等の登録期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 2 年間とする。また、「「群馬県がん検診受診率向上連携企業」ロゴマーク利用要領」に基づくロゴマークの利用承認を受けている場合は、この間、ロゴマークを利用できるものとする。
- 3 「がん検診連携企業要綱」に基づき、「群馬県がん検診受診率 50%宣言企業」の登録を受けた企業等については、第 13 条(5)に規定する県の支援を受けることができるものとする。ただし、平成 28 年度に登録を受けた企業等が支援を受けられる期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 1 年間、平成 29 年度に登録を受けた企業等が支援を受けられる期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 2 年間とする。また、「「群馬県がん検診受診率向上連携企業」ロゴマーク利用要領」に基づくロゴマークの利用承認を受けている場合は、この間、ロゴマークを利用できるものとする。なお、その後、引き続き本制度のがん検診受診率向上分野の登録を受けようとする場合は、第 4 条に基づく申請が必要であるが、第 5 条(4)アの要件は満たしているものとみなす。
- 4 がん検診連携企業要綱は平成 30 年 3 月 31 日付けで廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 10 月 12 日から施行する。

附 則

- 2 この要綱は、令和 3 年 3 月 17 日から施行する。